

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 23 日から 40 年 12 月 31 日まで
平成 20 年 1 月 24 日に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金の支給については、今回の年金記録の確認結果によって初めて知った。

その後、社会保険事務所に年金相談に行った時、「(株)Aにおいて、脱退手当金の支給記録がある厚生年金保険の旧氏名による漢字表記の加入記録以外に、名の一部がカタカナ表記の別記号番号の厚生年金保険の加入記録がある。」と言われ、社会保険庁の記録に疑いを持った。

私は、脱退手当金を請求したことや受け取った事実も無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和40年12月31日の前後約2年間に資格喪失した者4名(申立人を含む。)の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人以外に脱退手当金の支給記録がある者は無く、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給された後、間もなく国民年金に任意加入し、厚生年金保険被保険者の資格を再取得するまでの期間の国民年金保険料をすべて納付しており、公的年金制度に対する意識の高さがうかが

われることから、申立期間当時に申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、社会保険庁の年金記録には、申立期間の事業所において、申立人の名が一部カタカナ表記された別の記号番号の厚生年金保険の加入記録が申立期間と重複して存在しているなど、社会保険事務所における申立人の年金記録の記録管理が適切に行われていたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 52 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について、社会保険事務所に照会したところ、昭和 38 年 9 月から 52 年 3 月までの年金記録が確認できなかった。

昭和 52 年に社会保険事務所あるいは市役所から特例納付が可能であるとの通知を受け、夫が私の分も含めて同年ごろに総額 30 数万円を数回に分けて納付した記憶があり、未納となっていることに納得できない。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和 52 年ごろに自己の特例納付保険料を納付する際、申立人の特例納付保険料も併せて納付したと申し立てているが、当初、夫が分割納付したとする金額については、社会保険庁の記録から納付済みとされた申立期間当時の夫の保険料とほぼ同額であり、申立人の夫の未納期間及び申立人の申立期間の保険料をすべて納付した場合の金額と大きく相違する。

また、申立人は、国民年金に加入した昭和 52 年度から継続納付すれば 60 歳到達時に老齢基礎年金の支給要件を満たすが、申立人の夫は 60 歳まで保険料を納付したとしても、老齢基礎年金の支給要件を満たすことができないため、夫のみが過年度納付及び特例納付により不足する分の国民年金保険料を納付したものと考えられる。

さらに、申立人及びその夫に係る A 市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳に記載されている保険料納付期間は、社会保険庁のオンライン記録と同一である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井厚生年金 事案 96

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 26 日まで
② 昭和 34 年 9 月 14 日から 39 年 2 月 6 日まで

平成 19 年 9 月 11 日に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されている旨の回答があった。

申立期間当時、私は、脱退手当金の制度を知らず、脱退手当金を請求したことが無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるというのは考え難い。

申立期間①については、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後6ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和34年3月の前後に資格喪失した者9名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、7名について資格喪失日の約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間②については、申立人が勤務していた事業所の健康保険・厚生年金記号番号索引簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和39年2月前後に資格喪失した者8名の支給記録を確認したところ、5名について資格喪失日の約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事

業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①②に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の①昭和34年8月4日及び②昭和39年6月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福井厚生年金 事案 97

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月22日から23年2月19日まで

私は、平成4年1月の年金裁定請求時に勤務期間として申立期間を老齢年金裁定請求書に記入していたので、当然、年金額計算の基礎になっていると思って、これまで暮らしてきた。今年の春に届いた「ねんきん特別便」に申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が漏れていたため、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。

申立期間当時、一緒に働いていた同僚は厚生年金保険に加入しているのに、私に加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A団体に勤務していたことは、申立内容などから推認することができるが、当該事業所を承継したB株式会社は申立期間当時の賃金台帳等の関係資料を保存しておらず、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、B株式会社の事業主が申立人に発行した厚生年金保険の資格証明書(勤務証明書)には、申立期間において申立人が勤務した期間として記載されていない。

さらに、申立人が記憶している同僚の中にも、申立期間と同時期に厚生年金保険の加入記録が無い従業員も見られる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険・厚生年金保険被保険者名簿の記録を確認しても申立人の氏名は無く、健康保険の整理

番号に欠番も見られないほか、氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。